

第5 指標からみる小平市の財政状況

各団体の財政状況を表す財政指標の中で財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率についてみてみます。

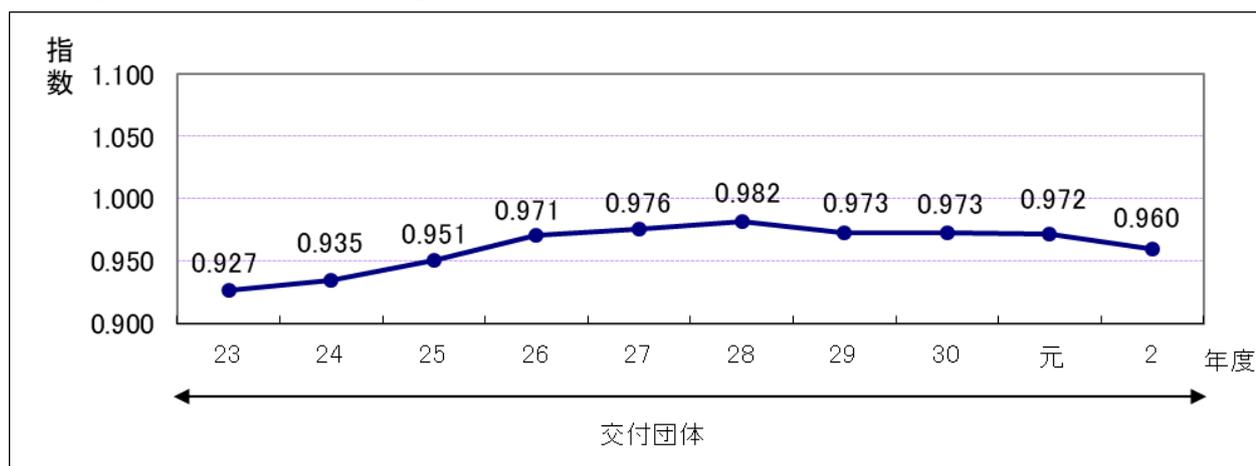
1 収入と支出のバランスは？（財政力指数）

私たちには、日本全国どこに住んでいても、教育や福祉、道路整備などについて、同じ水準のサービスを受ける権利があります。このサービスを標準的なサービスと呼ぶことにします。財政力指数は、地方公共団体による標準的なサービスに必要なお金を、自力でどのくらい調達できているか、つまり「十分な収入が確保できているか」を示す指標です。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{自力で調達できるお金(基準財政収入額)}}{\text{標準的なサービスに必要なお金(基準財政需要額)}}$$

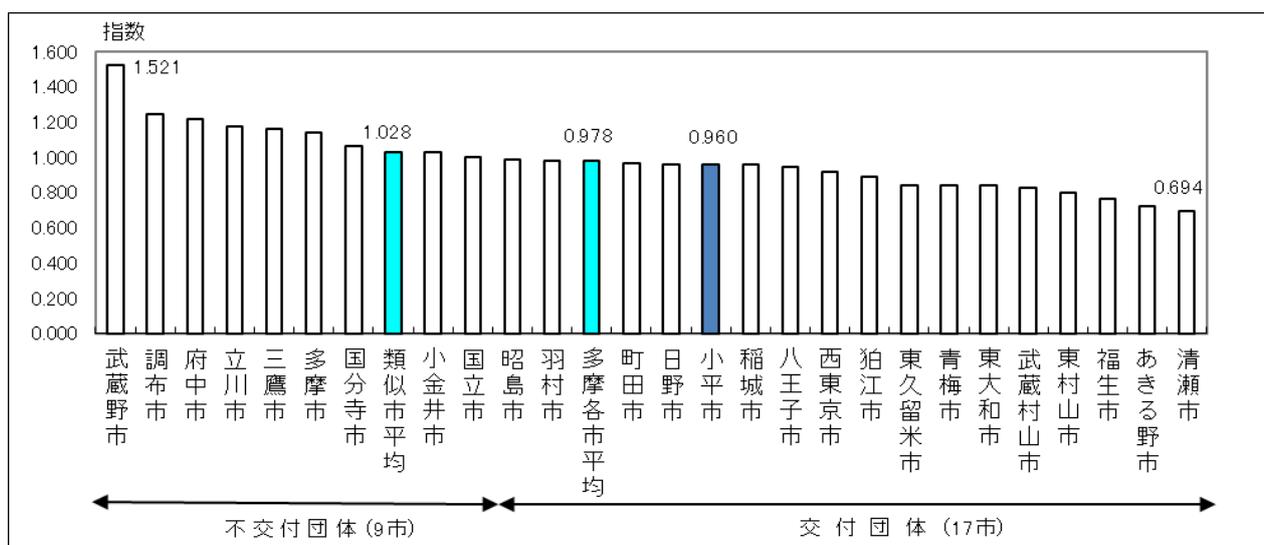
この指数が単年度で1を超えていれば、標準的なサービスを自力で提供できることを意味します。1以下であれば、不足分を国から交付される「普通交付税」により補てんすることになります。平成21年度までは基準財政収入額が基準財政需要額を上回るため不交付団体に、平成22年度以降は基準財政需要額が基準財政収入額を上回るため交付団体となっています。

図表5-1 財政力指数の推移（単年度）



平成21年度までは不交付団体ではあるものの、1をわずかに上回る数値で推移していました。平成22年度以降は、市税収入の減少や扶助費の増加などにより、交付団体となっていますが、指数は1をわずかに下回る数値で推移しています。

図表5-2 各市の財政力指数（単年度）



26市順位は高い方から14番目であり、類似市単純平均1.028及び多摩各市平均0.978を下回っています。令和2年度の数値は下降しましたが、交付団体17市の中では上位に位置しており、指数の上昇傾向が続けば不交付団体になります。

2 財政に余裕はあるの？（経常収支比率）

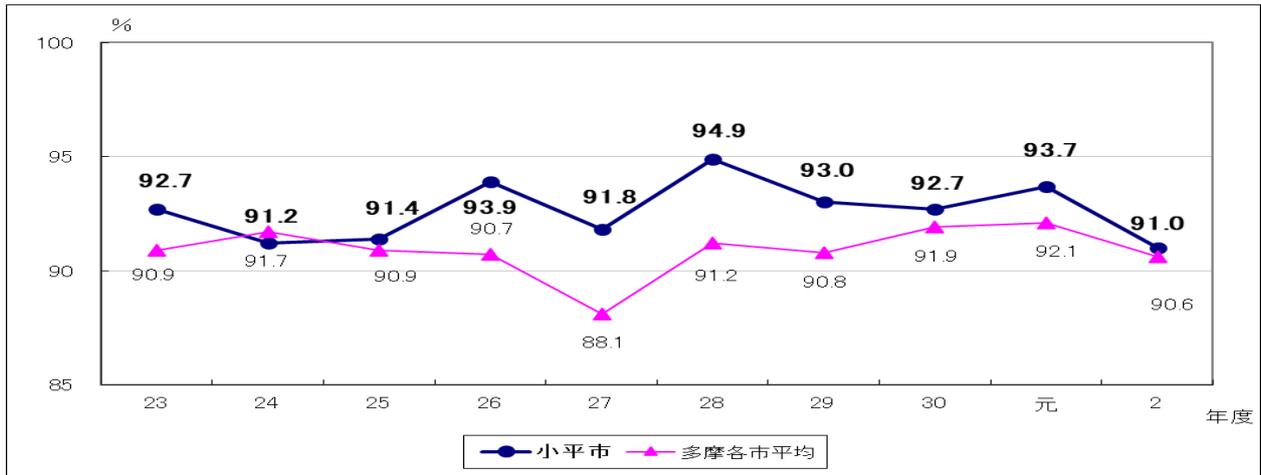
経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源（「経常経費充当一般財源」といいます。）が、市税などのように毎年度経常的に収入される一般財源（「経常一般財源」といいます。）に対する割合をみることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。家計に例えると、給料などの定期的に入ってくるお金に対して、家賃、食費、光熱水費、借金の返済などのあらかじめ使い道が決まっているお金の割合がどの程度なのかを示したものです。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源(毎年度使い道が決まっているお金)}}{\text{経常一般財源(毎年度定期的に入ってくる自由に使えるお金)}} \times 100$$

毎年定期的に入ってくるお金が多く、毎年使い道が決まっているお金が少なければ、自由に使えるお金が多くなります。つまり、経常収支比率の数値が低いほど、新しい事業や建設事業などにお金を振り分けることができます。

小平市の令和2年度の経常収支比率は91.0%ですから、定期的に入ってくるお金を10,000円とすると、9,100円はその使い道が決まっており、新しい事業などに使えるお金は900円しかありません。このように小平市は厳しい財政状況にあるといえます。

図表5-3 経常収支比率の推移



平成22年度までは、景気後退による法人市民税や税連動交付金の減による経常一般財源の減、扶助費や物件費の増による経常経費充当一般財源の増により、経常収支比率は高い水準でした。

平成26年度は普通交付税や臨時財政対策債の借入額の減により経常一般財源が減となったことに加え、物件費や扶助費の増などによる経常経費充当一般財源の増により、比率が悪化しています。

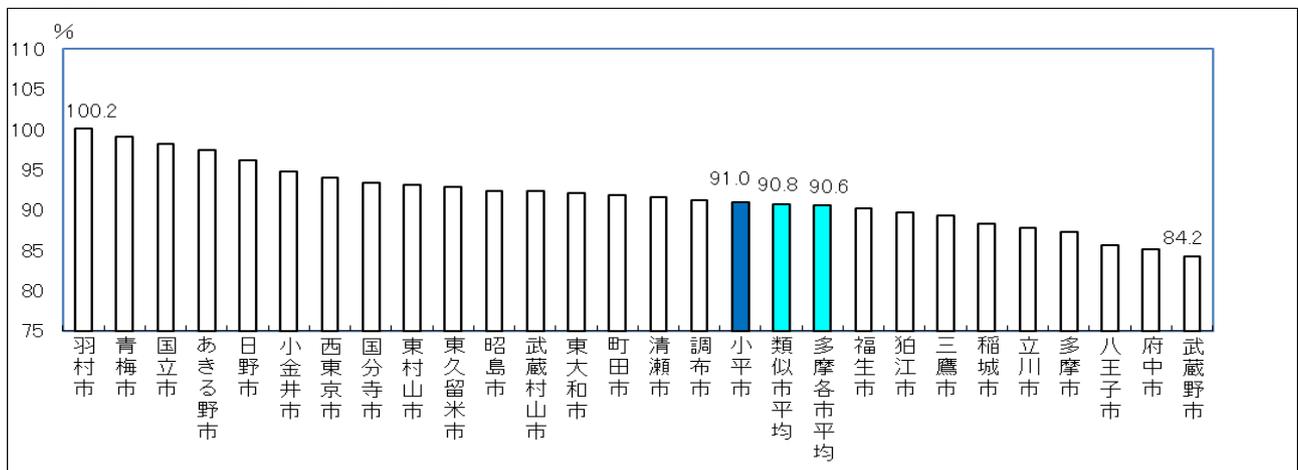
平成27年度は、消費税率の引き上げの影響による地方消費税交付金の増などにより経常一般財源が増加したことなどから、前年度と比べ改善しましたが、平成28年度は普通交付税、臨時財政対策債や地方消費税交付金が減となるなど経常収支比率は悪化しました。

平成29年度及び平成30年度は、市税、普通交付税等が前年度に比べ増となり、臨時財政対策債の借入れも増となったことから、経常収支比率は改善しました。

令和元年度の経常一般財源はほぼ前年度並みでしたが、補助費等の増などにより経常経費充当一般財源が増となったため、経常収支比率は悪化しました。

令和2年度は前年度に比べ地方消費税交付金や地方交付税の増などにより経常一般財源が増、扶助費の減などにより経常経費充当一般財源の減となったことで、経常収支比率は改善しました。

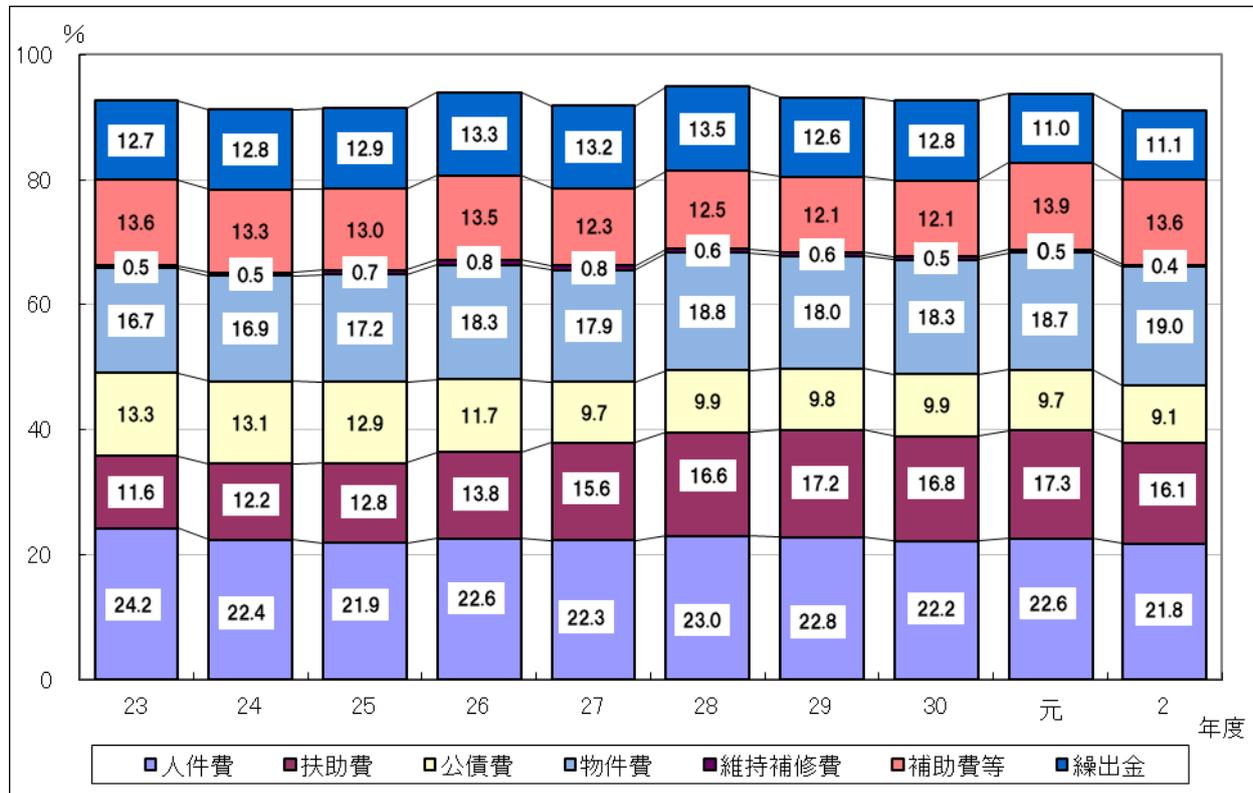
図表5-4 各市の経常収支比率



令和2年度の比率は91.0%と前年度から2.7ポイント改善し、26市の順位では比率が低い方から10番目と、前年度の13番目より上位になりました。

ただし、類似市単純平均90.8%および多摩各市平均90.6%に比べると高く、比率が90%を超えていることから、財政が硬直化しており、厳しい財政状況であるといえます。

図表5-5 経常収支比率内訳の推移



図表5-5は経常収支比率の性質別の内訳を示した推移です。

令和2年度の物件費については、窓口業務委託、塵芥収集委託などの清掃費や小学校給食調理委託の増などに伴い比率が悪化しており、指定管理の導入や賃金の上昇、原材料費の高騰などにより、今後も比率の伸びが見込まれます。

《経常一般財源》

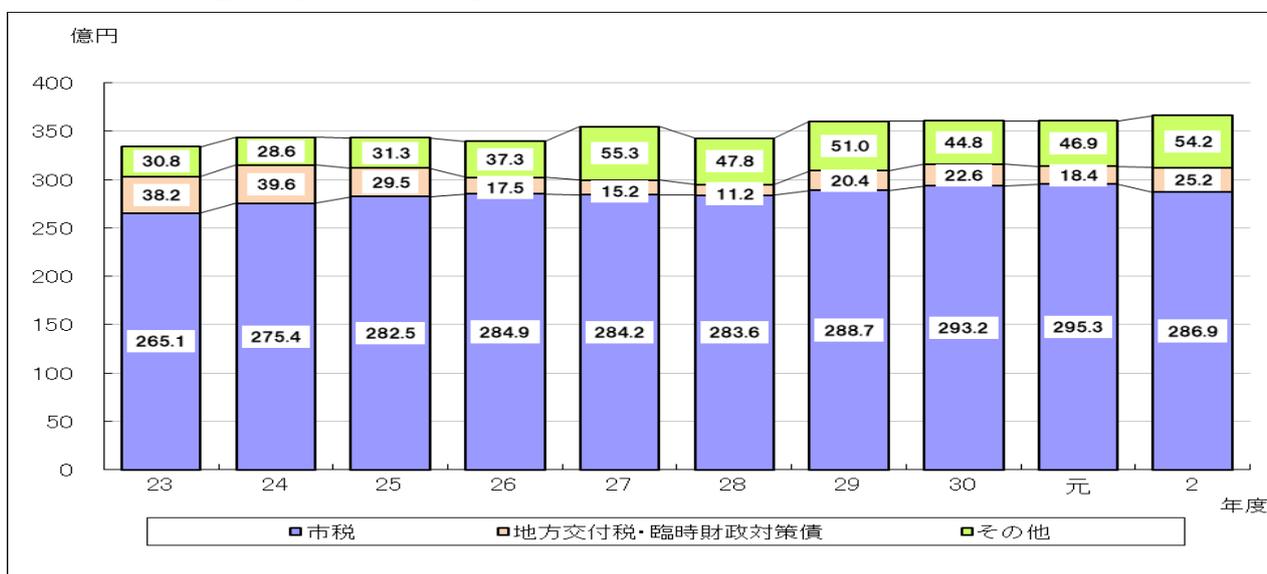
経常収支比率の改善には、分母である毎年定期的に入ってくる自由に使えるお金（経常一般財源）が増えることが必要となります。

下のグラフは過去の経常一般財源の推移です。経常一般財源は市税が大半を占めており、平成23年度及び平成24年度は法人市民税の増加などにより指数が改善しています。このように、市税の増減が経常収支比率の改善・悪化に大きな影響を与えています。

令和2年度においては、市税は減となりましたが、地方消費税交付金や地方交付税、臨時財政対策債の増などにより、経常一般財源は前年度と比べ増加しました。

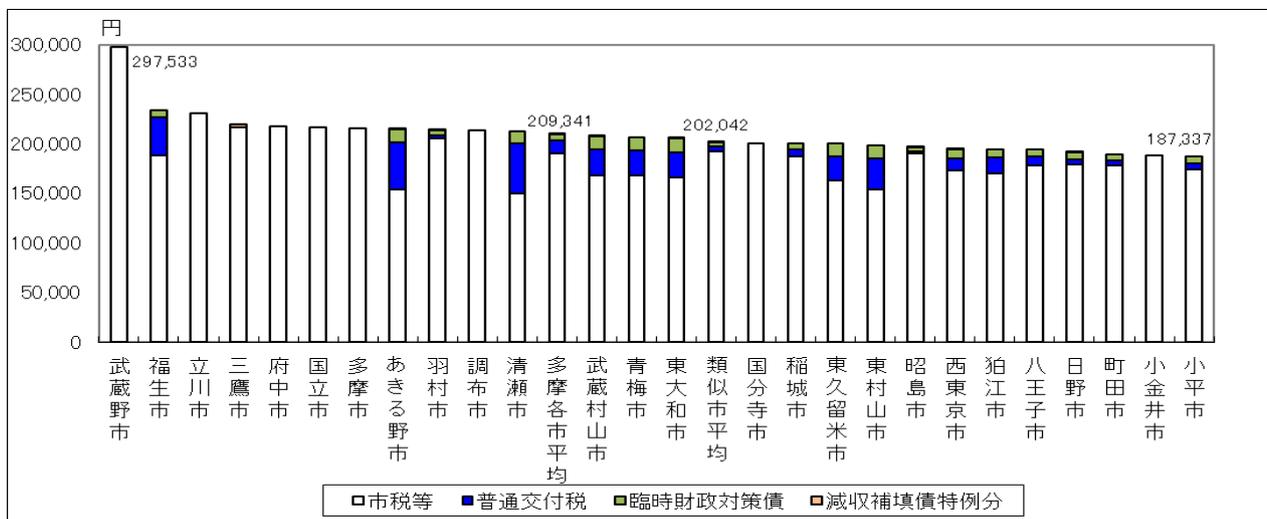
臨時財政対策債は経常一般財源ではありませんが、普通交付税の代替措置であることから、借入額は経常収支比率の分母の経常一般財源に加えられます。臨時財政対策債の借入額の推移をみると、令和2年度は前年度に比べて3億円増加しています。

図表5-6 経常一般財源の内訳推移



※その他：譲与税・交付金、使用料、財産収入、諸収入

図表5-7 市民一人当たりの経常一般財源



令和2年度の市民一人当たりの経常一般財源は18万7,337円となり、多摩各市平均20万9,341円、類似市平均20万2,042円を下回っており、26市中では26位となっています。

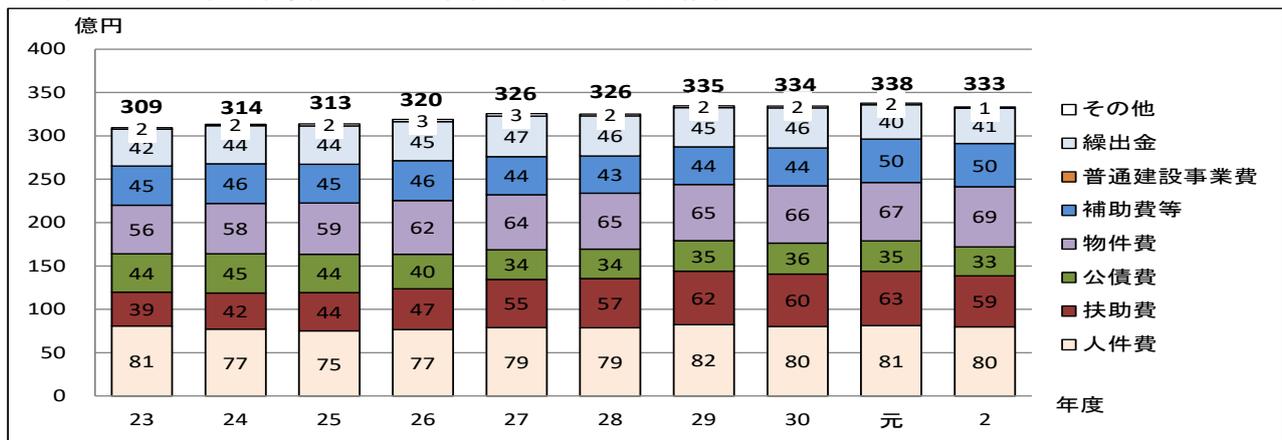
市民一人当たりの経常一般財源は、全体的に市民一人当たりの市税が多い団体が上位となっています。しかし、小平市は市民一人当たりの市税が26市中16位であるのに対し、経常一般財源では26位まで順位が下がっています。これは、普通交付税額の影響によると考えられます。小平市の市民一人あたりの普通交付税額が交付団体17市中13位と少ないため、順位が下がったと考えられます。

《経常経費充当一般財源》

図表5-8は、経常収支比率を算出する際の分子にあたる経常経費充当一般財源の性質別内訳の推移です。この10年間で約24億円増加しています。10年前と比較すると公債費は減少傾向にありますが、扶助費が大きく増加しているほか、物件費も増加傾向にあります。経常経費充当一般財源総額は、総じて増加傾向にあることがわかります。

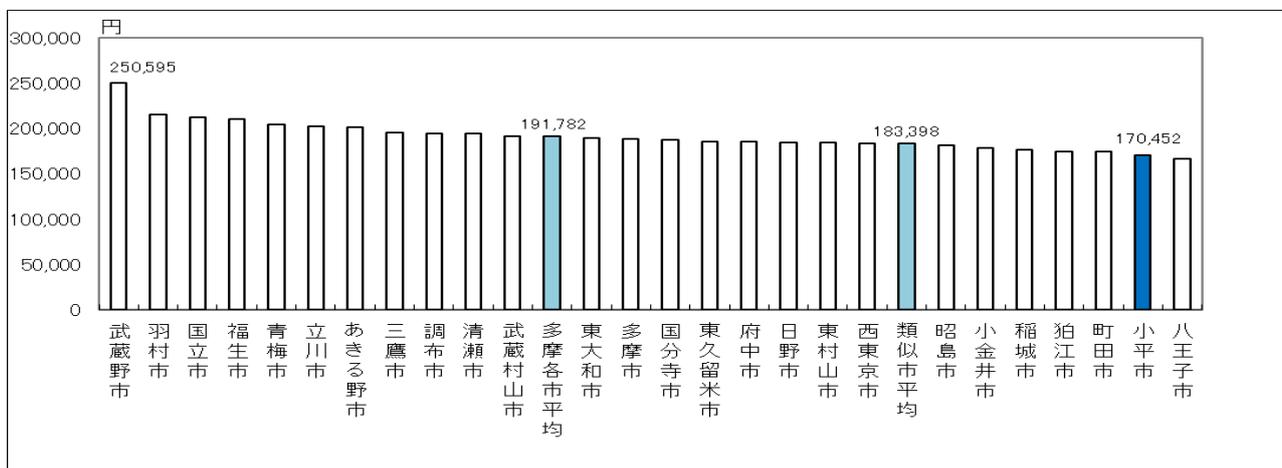
図表5-9は、令和2年度の市民一人当たりの経常経費充当一般財源です。小平市は17万452円となり、多摩各市平均19万1,782円、類似市平均18万3,398円を下回っており、26市中では25位となっています。

図表5-8 経常経費充当一般財源の性質別内訳の推移



※その他：維持補修費、投資及び出資金

図表5-9 市民一人当たりの経常経費充当一般財源



図表5-10は、経常収支比率の分母に臨時財政対策債を加える場合と加えない場合の比較をあらわしています。

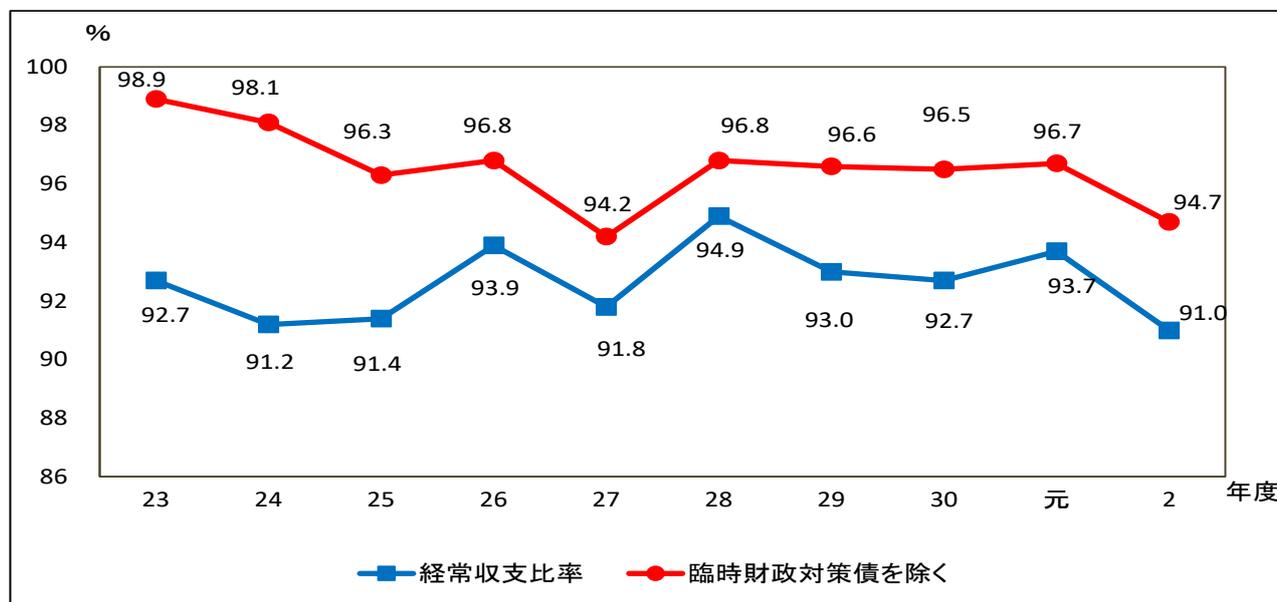
令和2年度については、臨時財政対策債を分母に加えない場合の比率は94.7%となり、加える場合と比べると3.7ポイントの悪化となります。

令和元年度と令和2年度の推移をみると、臨時財政対策債を分母に加えない場合は比率が2.0ポイントの改善となっています。加えた場合は2.7ポイントの改善となります。これは、令和2年度における臨時財政対策債の借入額が増加したことによる影響と言えます。

臨時財政対策債は普通交付税の代替措置ですが、市債であり将来の負担となるため、借り入れについては、極力抑制していく必要があります。

なお、平成23年度から平成25年度のように、臨時財政対策債等を加えた経常収支比率と加えない比率の差が大きい場合は、臨時財政対策債の借り入れが多かった年となります。

図表5-10 臨時財政対策債等の有無による経常収支比率の比較



図表5-11 各市の経常収支比率の内訳

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	その他	計
八王子市	22.1	18.4	9.9	14.5	6.5	11.8	2.4	85.7
立川市	22.0	16.7	6.4	20.8	10.6	9.6	1.7	87.8
武蔵野市	19.7	12.7	3.9	26.8	12.3	7.4	1.6	84.2
三鷹市	21.6	15.6	8.9	19.6	13.8	9.1	0.8	89.4
青梅市	23.3	19.2	11.0	17.5	17.2	10.1	0.7	99.1
府中市	17.4	14.2	6.3	24.3	11.4	9.3	2.2	85.1
昭島市	24.5	15.4	9.3	18.9	10.8	12.5	1.0	92.4
調布市	22.2	11.9	6.9	22.1	17.3	9.6	1.1	91.3
町田市	24.6	15.6	9.2	17.5	10.6	13.0	1.4	91.9
小金井市	23.5	16.5	9.9	20.7	12.7	10.5	1.0	94.8
小平市	21.8	16.1	9.1	19.0	13.6	11.1	0.4	91.0
日野市	26.1	16.6	9.1	16.9	13.3	11.3	3.0	96.2
東村山市	22.9	14.2	13.3	17.3	10.8	13.4	1.1	93.1
国分寺市	24.0	16.8	7.6	22.5	11.1	10.3	1.2	93.4
国立市	29.0	16.5	9.8	16.6	15.1	10.8	0.6	98.3
福生市	25.4	16.2	5.2	19.4	12.2	11.2	0.6	90.2
狛江市	24.1	13.2	10.5	16.7	12.7	12.2	0.3	89.7
東大和市	24.2	17.1	9.9	17.5	10.4	12.3	0.7	92.1
清瀬市	25.5	17.9	11.9	13.4	9.1	13.5	0.2	91.6
東久留米市	22.8	19.2	8.8	16.9	11.3	13.3	0.5	92.9
武蔵村山市	22.0	21.4	8.4	17.7	10.6	11.6	0.7	92.4
多摩市	22.7	12.7	5.9	22.7	11.6	10.6	1.0	87.3
稲城市	27.0	17.6	10.7	18.6	5.6	8.1	0.6	88.3
羽村市	26.3	19.6	8.5	17.8	16.9	10.1	1.1	100.2
あきる野市	23.2	14.0	13.6	16.1	17.4	11.7	1.5	97.5
西東京市	23.4	13.9	12.3	19.6	12.0	12.2	0.6	94.0
平均	23.5	16.1	9.1	18.9	12.2	11.0	1.1	91.9

図表5-11は、各市の経常収支比率の内訳です。小平市の経常収支比率をみると、低い方から数えて、その他は3番目、人件費は4番目となっていますが、物件費は16番目、補助費等は20番目と、他市に比べてやや高い比率となっています。

令和元年度と比較すると、物件費が0.3ポイント、繰出金が0.1ポイント増加し、一方で、扶助費が1.2ポイント、人件費が0.8ポイント、公債費が0.6ポイント、補助費等が0.3ポイント減少しました。その結果、全体で2.7ポイントの減少となりました。

経常収支比率を1%下げるためには、経常一般財源を約3億7千万円増やすか、経常経費充当一般財源を約3億7千万円削減する必要があります。市税を中心に経常一般財源を確保しつつ、歳出の圧縮に努め、事業や施設の見直しをする必要があります。

3 財政の健全性は？（健全化判断比率）

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（＝「財政健全化法」）が成立しました。これまでも地方財政再建促進特別措置法（＝「財政再建法」）により、自治体の再建が行われてきましたが、財政再建法では、一般会計の赤字を対象にした指標のみが判断基準であったため、特別会計などに赤字を抱えている場合については早期発見ができなかったことなどから、制度が抜本的に見直されました。

「財政健全化法」の特徴としては、次の点があげられます。

- ① 「早期健全化」「財政再建」の2段階で財政悪化をチェックする
- ② 財政の健全性に関する指標として、4つの健全化判断比率を算定する
- ③ 指標が一定以上になると「財政健全化計画」「財政再生計画」を定め、早急に改善に努めなければならない

自治体に求められる4つの健全化判断比率は次のとおりです。

実質赤字比率	フロー指標	一定期間内の収支勘定を見る指標
連結実質赤字比率		
実質公債費比率		
将来負担比率	ストック指標	ある時点での資産の量を測る指標

また、その目的を自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」としています。従来の普通会計のみの財政状況の分析から、特別会計の財政状況、一部事務組合や広域連合への負担金・補助金の状況、さらには地方公社・第三セクターの債務までを新たにチェック対象とし、実質的な負債を明らかにした形での財政状況を公表することとしています。

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務づけられています。

図表 5-12 小平市の比率

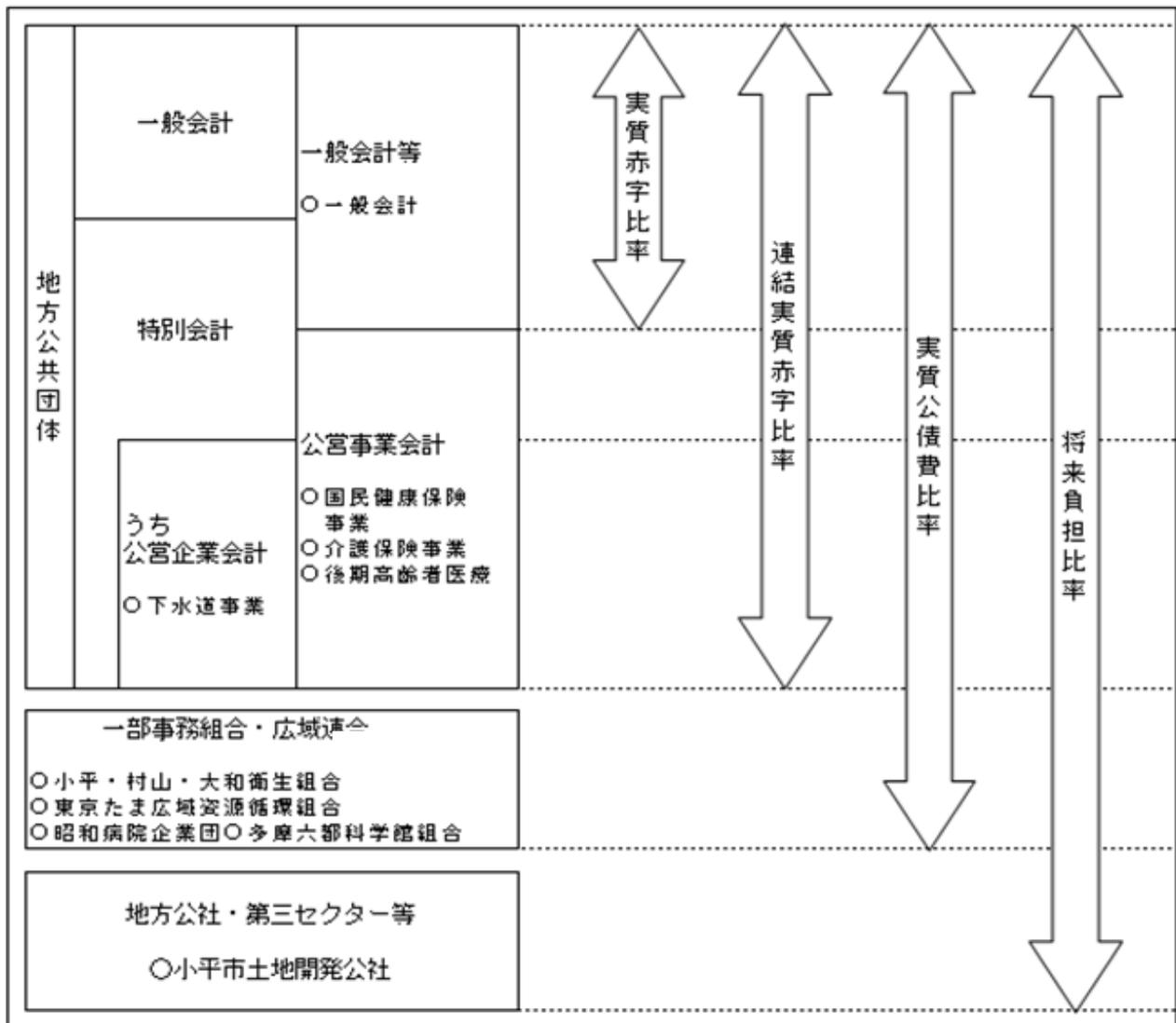
	小平市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※	—	11.55%	20.00%
連結実質赤字比率 ※	—	16.55%	30.00%
実質公債費比率	2.0%	25.00%	35.00%
将来負担比率 ※	—	350.00%	

※ 黒字、将来負担比率がない場合は「—」で表示

4つの健全化判断比率については、総務省の定める基準値を超えた場合には、その比率により、「早期健全化団体」、または「財政再生団体」となります。

小平市の令和2年度決算における各比率は上の表のとおりです。いずれも基準値を下回っており、健全化団体等へ移行することはありません。

健全化判断比率の対象



なお、4指標の計算式は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。黒字か赤字かを判断する指標で、黒字の場合は「－」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(A) + (B)}{\text{標準財政規模}}$$

A：一般会計実質赤字額

B：特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

(※) 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の赤字額から黒字額を引いた額（「連結赤字額」といいます）を、標準財政規模で割った比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(C) + (D) - \{(E) + (F)\}}{\text{標準財政規模}}$$

C：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

E：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

F：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。収入のうちどのくらいを借金の返済に充てているかを示すもので、一部事務組合等も含めて判断します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{G}) - (\text{H}) + (\text{I}) + (\text{J}) + (\text{K}) - (\text{L})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - (\text{L})}$$

G：一般会計の元利償還金

H：都市計画税充当可能額

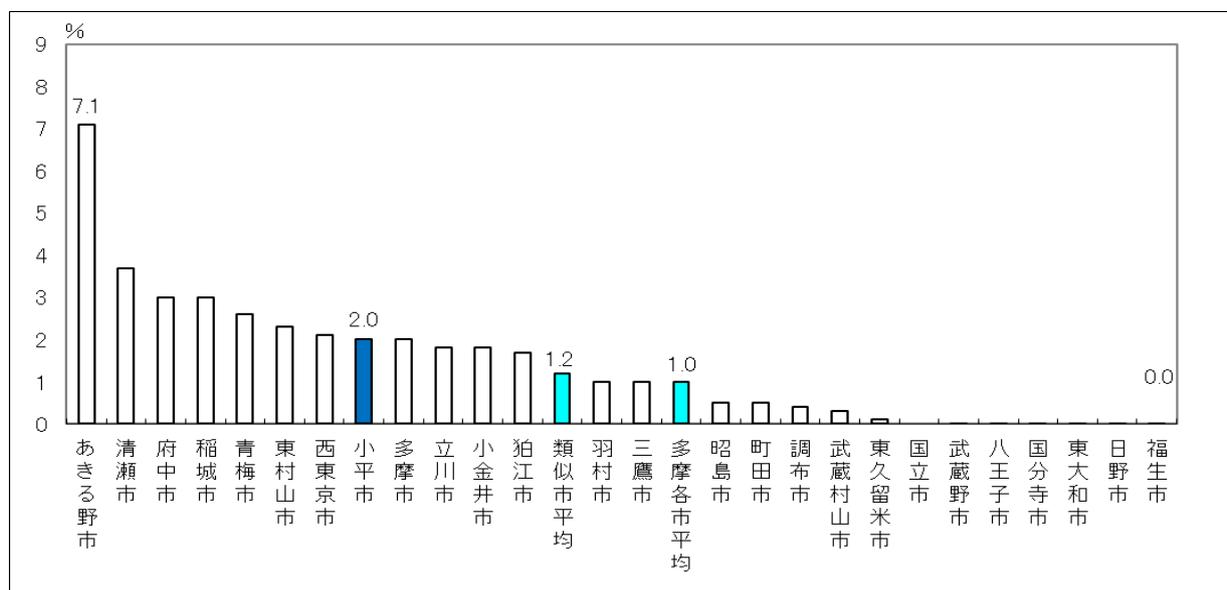
I：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

J：一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

K：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

L：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

図表5-13 令和2年度における26市の実質公債費比率



令和2年度の実質公債費比率は、小平市は2.0%となり、多摩各市平均の1.0%、類似市平均の1.2%を上回る数値となっています。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何年分であるかを表した指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(M) - \{ (N) + (O) + (P) \}}{\text{標準財政規模} - (Q)}$$

M：将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

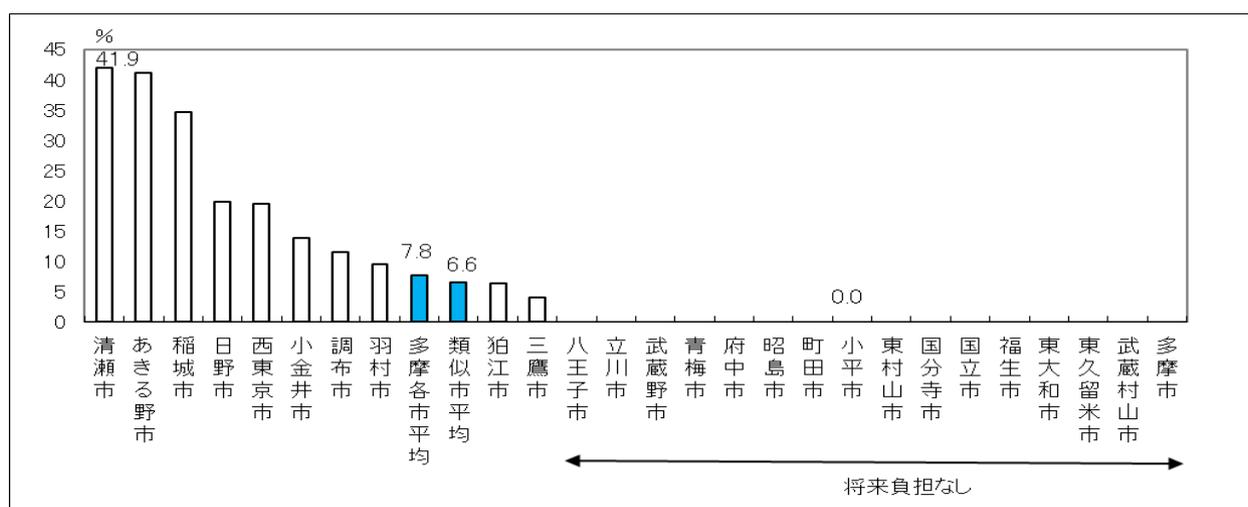
N：充当可能基金額

O：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

P：地方債の償還額等に充当可能な特定な歳入見込額

Q：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

図表5-14 令和2年度における26市の将来負担比率



令和2年度における小平市の将来負担比率は△14.6%で、令和元年度に比べ4.0ポイント悪化しておりますが、多摩各市単純平均の7.8%、類似市単純平均の6.6%より低い数値となっています。

(5) 早期健全化基準、財政再生基準は大丈夫なのか

健全化判断比率が早期健全化基準及び財政再生基準となる場合は、以下のとおりです。

健全化判断基準	小平市の指数	早期健全化基準		財政再生基準	
		基準値	小平市を超えるには	基準値	小平市を超えるには
実質赤字比率	「－」 約31億5千万円の黒字	11.55%	約42億7千万円の赤字となった場合	20.00%	約73億9千万円の赤字となった場合
連結実質赤字比率	「－」 約50億5千万円の黒字	16.55%	約61億1千万円の赤字となった場合	30.00%	約110億8千万円の赤字となった場合
実質公債費比率	2.0%	25.0%	公債費償還金が、現在の約33億4千万円から約112億円となった場合	35.0%	公債費償還金が、現在の約33億4千万円から約146億5千万円となった場合
将来負担比率	「－」 △14.6%	350.0%	地方債現在高が、現在の約257億円から約1,516億円となった場合	/	

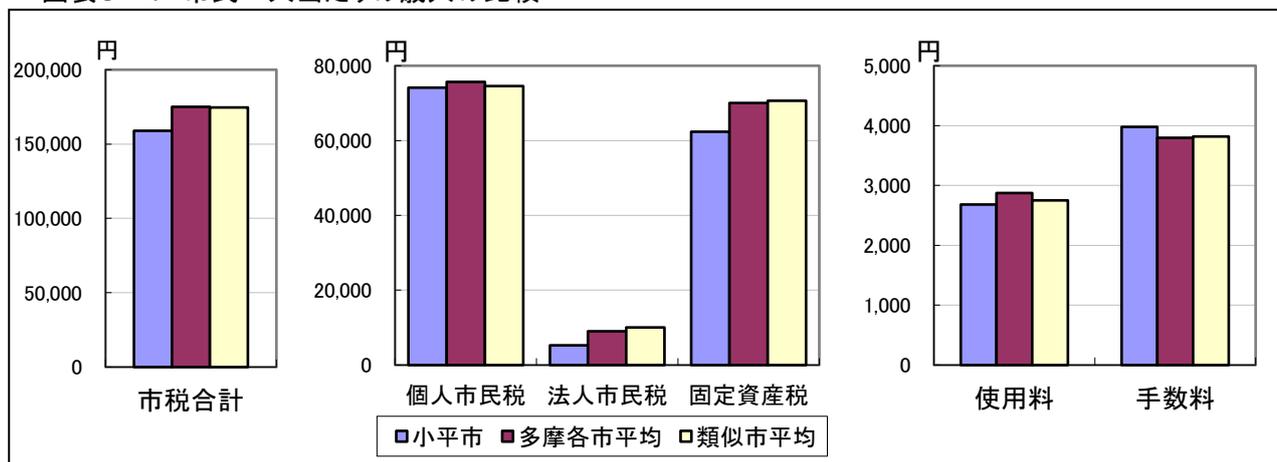
早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

財政再生基準を超えた場合は、地方債の起債制限を受けるとともに、議会の議決を経て「財政再生計画」の策定が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

第6 小平市の財政構造の特徴

令和2年度の小平市の財政状況について、多摩各市との比較結果をまとめると以下のようになります。

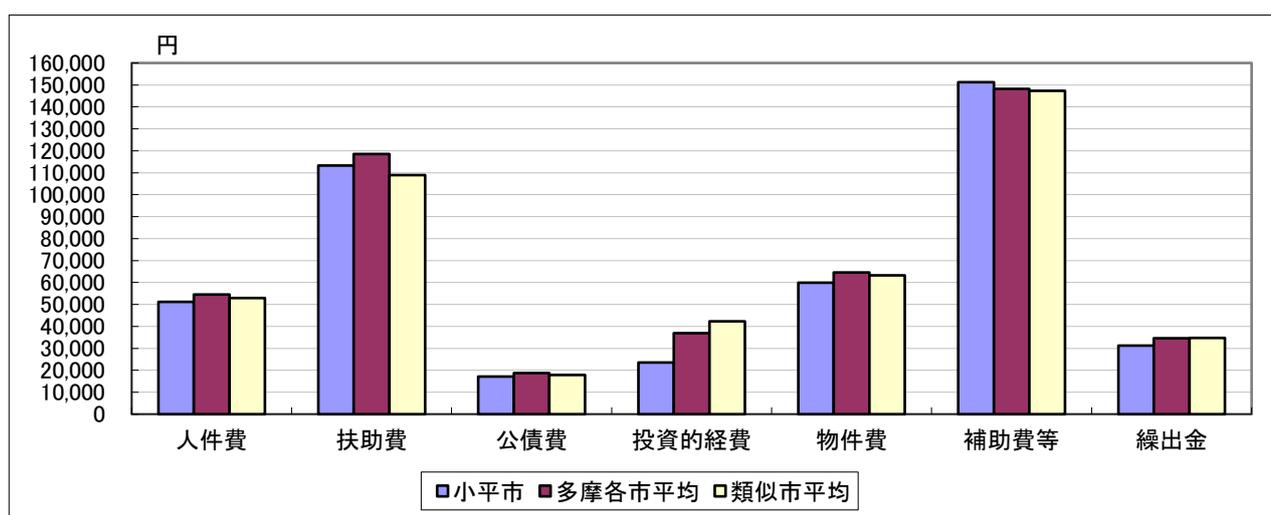
図表6-1 市民一人当たりの歳入の比較



市民一人当たりの市税全体額は多摩26市中16位となっており、多摩各市平均、類似市平均を下回っています。税目別では多摩26市中において個人市民税が11位、法人市民税が18位、固定資産税が16位となっています。

また、使用料は17位、手数料は13位となっています。

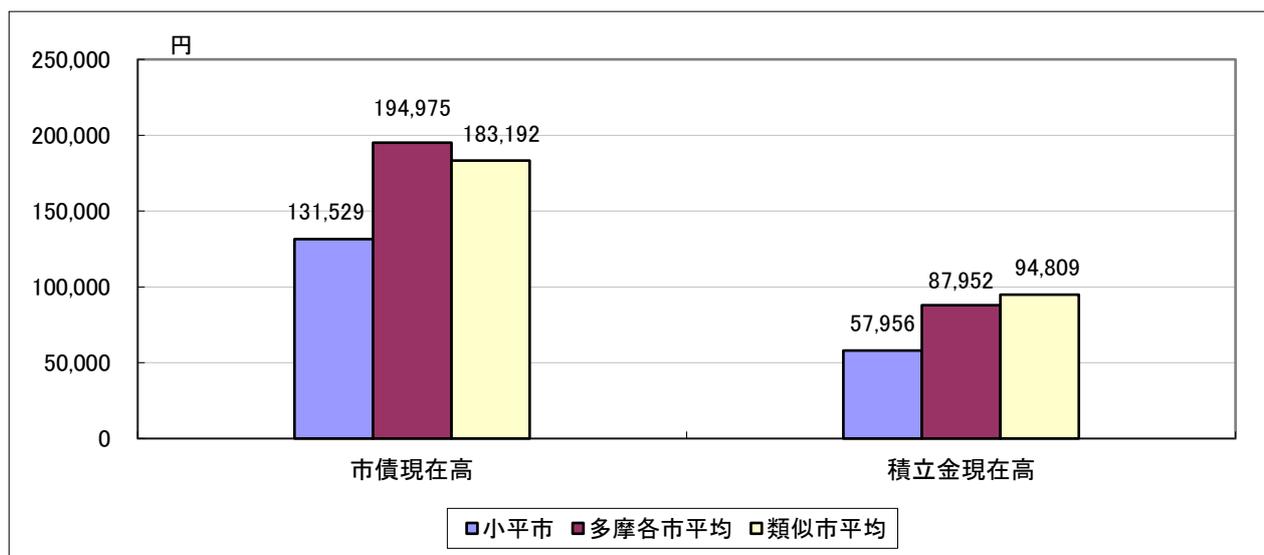
図表6-2 市民一人当たりの歳出の比較



市民一人当たりで見ると、義務的経費である人件費は24位、扶助費は19位、公債費は19位であり、多摩各市平均を下回る位置にあります。

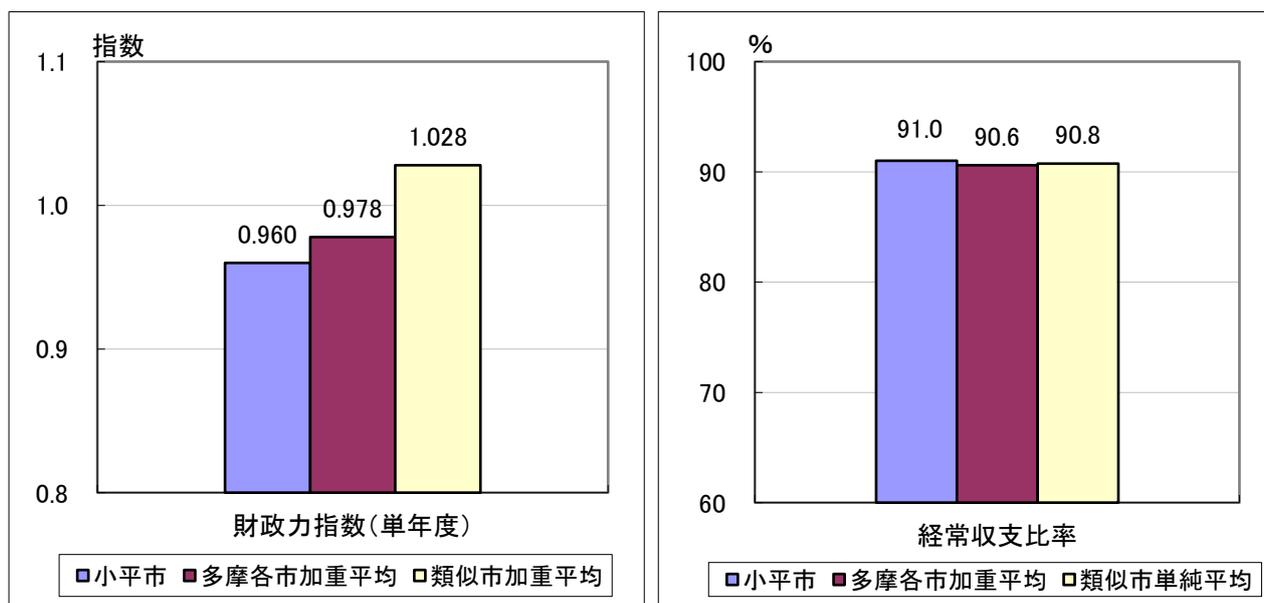
義務的経費以外については、補助費等は9位で上位に位置していますが、投資的経費は22位、物件費は18位、繰出金は24位と低い位置となっています。

図表6-3 市民一人当たりの市債及び積立金現在高の比較



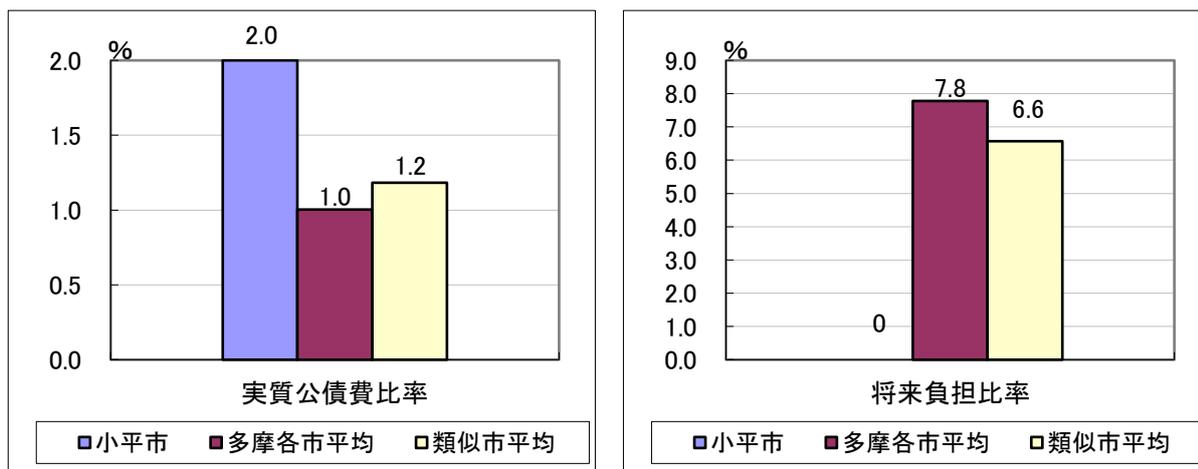
市の借金である市債現在高は、市民一人当たりでは現在高が少ない方から数えて4番目です。また貯金にあたる積立金現在高は、現在高が多い方から数えて18番目となっています。

図表6-4 財政指標の比較



財政力の強弱を示す財政力指数（単年度）は、0.960となり、多摩26市中14位となりましたが、交付団体17市の中では5位に位置しています。財政の弾力化をあらわす経常収支比率は91.0%で、数値の低い方から数えて多摩26市中で10番目となっています。

図表6-5 財政健全化指標の比較



収入に占める公債費の割合を示した実質公債費比率は数値の高い方から8番目、将来負担すべき債務を示した将来負担比率は26市中16市が該当する0以下になっています。

歳入では、市税が大手法人の業績の伸び悩みや法人税割の税率引き下げで法人市民税が減少したことなどにより、前年度を大きく下回る結果となりました。一方で、地方消費税交付金や地方交付税のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・都支出金などは前年度を上回る結果となり、歳入全体の額としては前年度を大きく上回っています。

歳出では、特別定額給付金給付事業などにより補助費等が大幅に増となったほか、花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事などにより投資的経費が増えたこと、GIGAスクール構想に向けた取組や新型コロナウイルス感染症対策として実施した地域消費活性化事業などにより物件費が増えたことなどから、歳出全体の額は前年度を大きく上回る結果となりました。

普通会計の市債現在高は、借入額を償還する借金の元金より少なくなるよう借り入れを慎重に行ってきたことで、平成16年度から減少し続けてきた結果、市民一人当たりの市債現在高については、多摩各市平均よりも低い数値となっています。なお、今後は、投資的経費の増加に伴い、借入額も増加すると予想されることから、市債現在高は増加していくと考えられます。

積立金現在高は、市民一人当たりでは多摩各市平均、類似市平均よりも低い数値となり、災害などの不測の事態に備えるための財政調整基金においては、最下位であることから、今後の財政需要に備えるためにも基金残高の確保に取り組む必要があります。

財政の弾力性を示す経常収支比率の分子と分母を見ると、前年度に比べ地方消費税交付金や地方交付税の増などにより分母の経常一般財源は前年度と比べ増加し、また、扶助費

の減などにより分子の経常経費充当一般財源が減少したことで、経常収支比率は令和元年度と比べ2.7ポイント改善しましたが、引き続き多摩各市平均、類似市平均より高い数値となりました。財政運営の効率化を図るなどの取り組みにも努めてきましたが、新規事業の実施に伴う財源確保が困難な状況となっています。

財政健全化判断比率の将来負担比率は、平成22年度から10年連続で将来負担がマイナスとなりました。また実質公債費比率は、令和2年度単年度の実質公債費比率は令和元年度と同水準の数値となっていますが、3ヵ年平均では令和元年度と比較して0.3ポイント悪化しており、類似市及び多摩各市平均を上回る結果となっています。

市全体の債務残高の減少に伴い、健全化判断比率は低い数値で推移しています。

今後、小平市においては、経済状況の悪化、社会経済を支える生産年齢人口の減少や老年人口の増加、ふるさと納税による市税の流出などにより、市民税の大幅な増は見込めない状況にあります。

一方、少子高齢化の進行による行政需要は増え続けており、また、障がい者施設の新設やサービス利用者の増加等による障害者自立支援給付費の増などにより、民生費を中心とした社会保障経費の増加傾向は続くものと思われます。また、公共施設の老朽化への対応も喫緊の課題となっているほか、大規模な再開発事業などの都市計画事業や、公共施設マネジメントの推進も控えており、今後、投資的経費が急増することが予想されます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況は、感染力の強い変異株が広がるなど、未だ予断を許さない状況が続いています。今後、ワクチン接種の進展や、感染拡大の防止策による収束が期待されますが、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、市民生活や経済活動は制限を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う生活困窮者への対応等も引き続き必要となり、歳出全体としても、増加傾向は続くものと思われます。

今後も、様々な市民ニーズに的確に対応し、住民福祉の向上を図っていくために、既存事業の見直しによる経常経費の削減や、積極的な財源確保への取組とともに、歳出を歳入に見合った規模とする持続可能な財政運営を推進していく必要があります。

市民の皆様のご理解やご協力をよろしくお願いいたします。



資

料

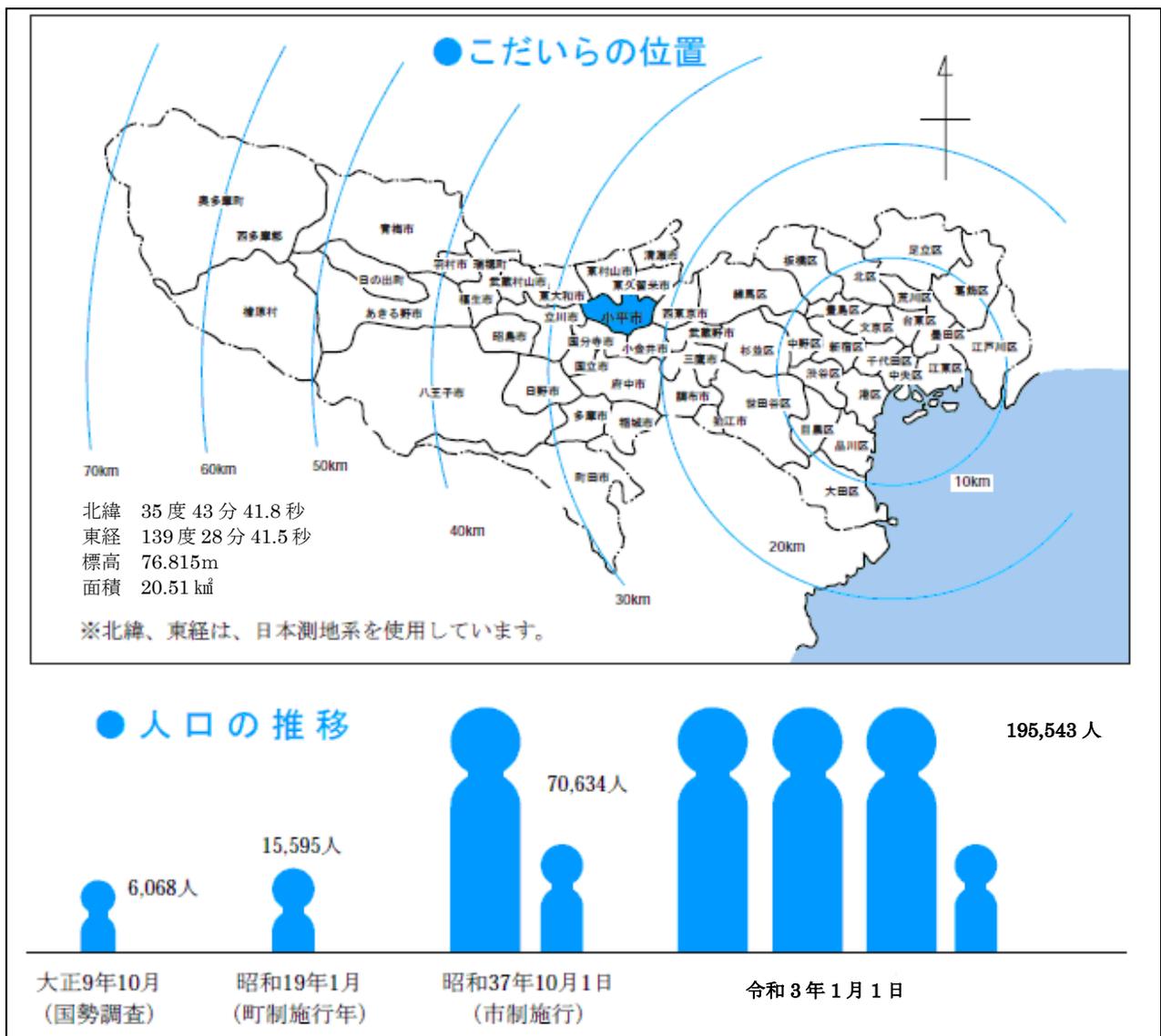
1 市の概要

小平市は、東京都多摩地区の東北部、いわゆる武蔵野台地にあり、都心から西に26kmの距離にあります。

小平の歴史を見つめてきたケヤキ並木の残る青梅街道が、市の中央部を東西に貫き、これと並行して南に五日市街道、北に東京街道、新青梅街道が、さらに南北には府中街道、新小金井街道、小金井街道が通り抜けています。

また、五日市街道にそって玉川上水があり、その沿道は緑の散歩道として市民に親しまれています。

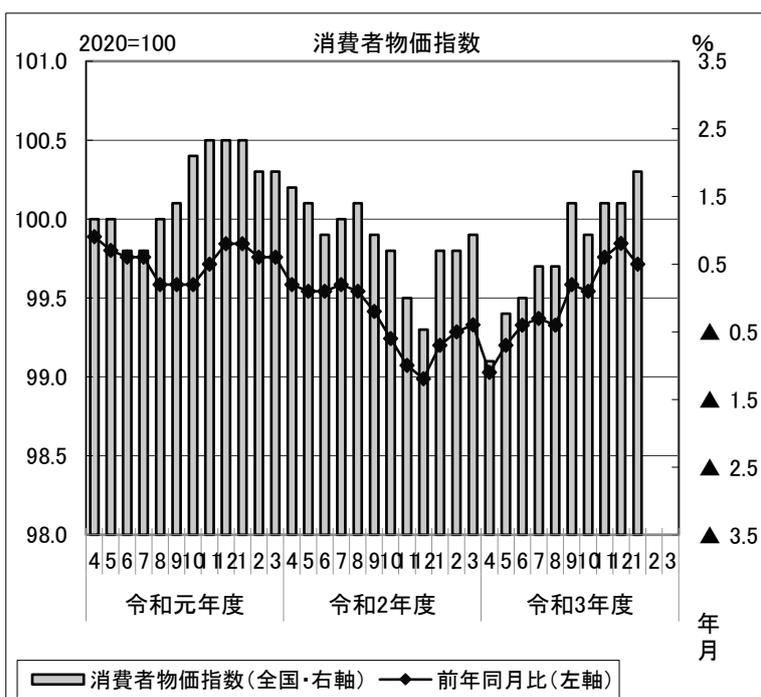
鉄道は、JR 武蔵野線、西武新宿線、西武国分寺線、西武多摩湖線、西武拝島線が通り、市内には7駅があり、市の境には3駅があります。



2 消費者物価指数の推移

(単位：%)

		全 国 (2020=100)	前年同月比 (単位：%)	
令和元年度	4	100.0	0.9	
	5	100.0	0.7	
	6	99.8	0.6	
	7	99.8	0.6	
	8	100.0	0.2	
	9	100.1	0.2	
	10	100.4	0.2	
	11	100.5	0.5	
	12	100.5	0.8	
	2019	1	100.5	0.8
		2	100.3	0.6
		3	100.3	0.6
	令和2年度	4	100.2	0.2
5		100.1	0.1	
6		99.9	0.1	
7		100.0	0.2	
8		100.1	0.1	
9		99.9	▲ 0.2	
10		99.8	▲ 0.6	
11		99.5	▲ 1.0	
12		99.3	▲ 1.2	
2020		1	99.8	▲ 0.7
	2	99.8	▲ 0.5	
	3	99.9	▲ 0.4	
令和3年度	4	99.1	▲ 1.1	
	5	99.4	▲ 0.7	
	6	99.5	▲ 0.4	
	7	99.7	▲ 0.3	
	8	99.7	▲ 0.4	
	9	100.1	0.2	
	10	99.9	0.1	
	11	100.1	0.6	
	12	100.1	0.8	
	2021	1	100.3	0.5
2				
3				



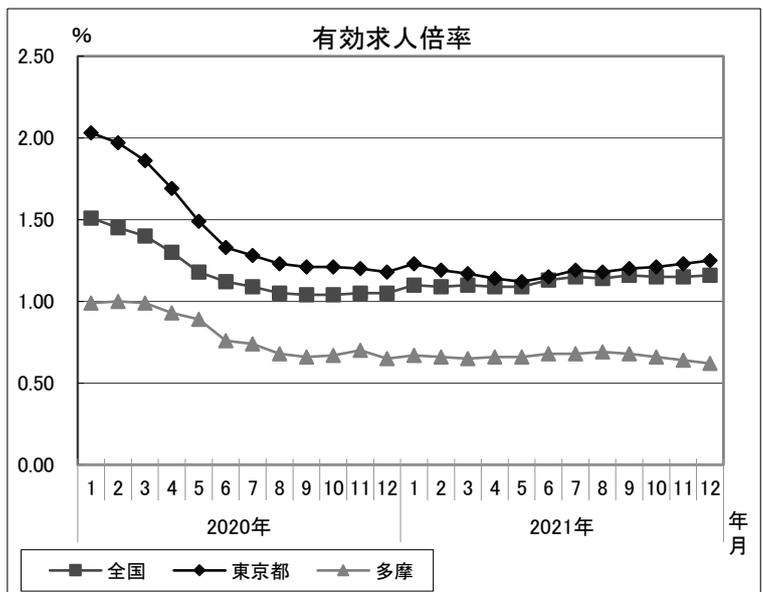
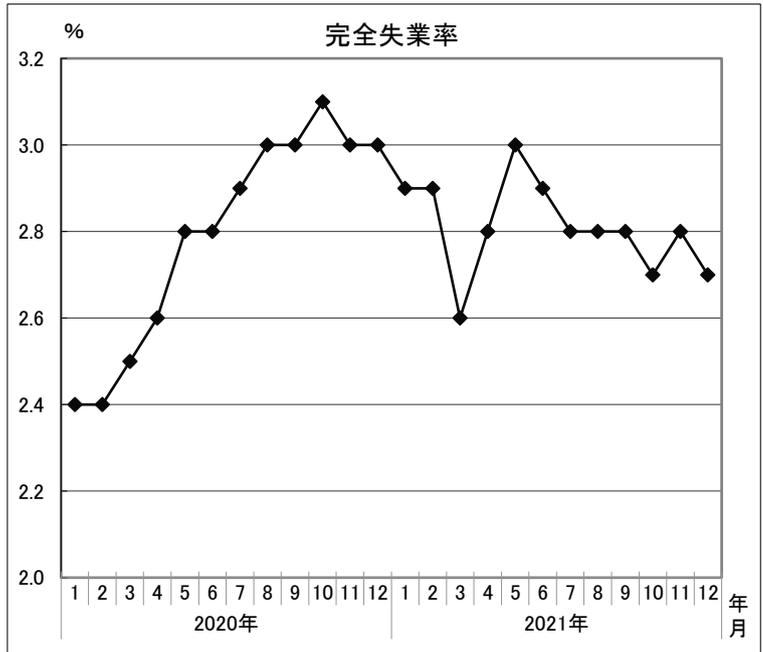
消費者物価指数は、物とサービスの小売価格の水準を示す指数で、サービスのウエイトが高いのが特徴です。サービス価格はコストに占める人件費の比重が高いため、需給関係だけでなく、賃金の影響も受けやすくなります。

出典：総務省「消費者物価指数月報」

3 完全失業率・有効求人倍率の推移

(単位：%)

		完全失業率	有効求人倍率		
			全国	東京都	多摩
2020年	1	2.4	1.51	2.03	0.99
	2	2.4	1.45	1.97	1.00
	3	2.5	1.40	1.86	0.99
	4	2.6	1.30	1.69	0.93
	5	2.8	1.18	1.49	0.89
	6	2.8	1.12	1.33	0.76
	7	2.9	1.09	1.28	0.74
	8	3.0	1.05	1.23	0.68
	9	3.0	1.04	1.21	0.66
	10	3.1	1.04	1.21	0.67
	11	3.0	1.05	1.20	0.70
	12	3.0	1.05	1.18	0.65
2021年	1	2.9	1.10	1.23	0.67
	2	2.9	1.09	1.19	0.66
	3	2.6	1.10	1.17	0.65
	4	2.8	1.09	1.14	0.66
	5	3.0	1.09	1.12	0.66
	6	2.9	1.13	1.15	0.68
	7	2.8	1.15	1.19	0.68
	8	2.8	1.14	1.18	0.69
	9	2.8	1.16	1.20	0.68
	10	2.7	1.15	1.21	0.66
	11	2.8	1.15	1.23	0.64
	12	2.7	1.16	1.25	0.62



※完全失業率：季節調整値
 ※有効求人倍率：季節調整値
 出典：多摩信用金庫HP

完全失業率：労働力人口（満15歳以上で働く意思を持つ人）に占める完全失業者数の割合です。

有効求人倍率：有効求人数を有効求職数で割ったものです。

4 プライマリーバランスの推移

(単位：千円)

年度	地方債償還額 A	地方債発行額 B	財政調整基金 積立額 C	財政調整基金 取崩額 D	減債基金 積立額 E	減債基金 取崩額 F	プライマリー バランス A-B+C- D+E-F
20	4,708,888	1,116,600	545,300	780,000	50,621		3,408,209
21	4,416,488	2,142,200	558,735	860,000	823		1,973,846
22	4,471,625	2,568,800	887,150	814,000	50,533		2,026,508
23	4,446,786	3,421,700	322,817	725,000	382		623,285
24	4,517,384	3,662,234	812,657	720,000	396		948,203
25	4,428,772	2,906,000	1,173,823	530,000	426		2,167,021
26	3,978,712	2,353,600	1,377,306	720,000	425		2,282,843
27	3,428,695	2,726,100	624,364	540,000	453		787,412
28	3,398,688	1,629,692	587,085	1,880,000	343		476,424
29	3,516,766	2,300,328	821,318	500,000	73	100,000	1,437,829
30	3,565,877	3,335,890	773,503	620,000	51	100,000	283,541
元	3,493,439	2,478,062	994,048	1,110,000	1		899,426
2	3,343,309	3,401,962	1,066,498	1,130,000	1		△122,154

国の方式では、基礎的財政収支（プライマリーバランス）を公債の利払費と償還費を除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入で算出していますが、小平市は地方債、財政調整基金、減債基金の増減で算出しています。

これは、国方式では、収入-支出が算入されますが、収入-支出には翌年度へ繰り越される財源なども含まれ、基礎的財政収支に加算することが適切でないと考えためです。

財政用語の解説

あ行

いじほしゅうひ

維持補修費

市が管理する公共施設を良好な状態に維持するためのお金です。

いぞんざいげん

依存財源 ⇔ 自主財源

国や都の基準により決められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などがあります。

いちじかりいれきん

一時借入金

一会計年度内において、市の手持ち現金が不足した場合に一時的に借り入れるお金です。

いちぶじむくみあい

一部事務組合

市町村がごみ処理や病院事業などの事務を複数の市町村と共同して行うため設立した団体をいいます。

いっぽんかいけい

一般会計 ⇔ 特別会計・下水道事業会計

福祉や教育などの行政サービスや、道路や公園の整備などを行う市の中心となる会計です。広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため会計を一般会計と特別会計・下水道事業会計に区別しています。

いっぽんざいげん

一般財源 ⇔ 特定財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使うことができる収入です。市税、地方交付税、各種交付金などがあります。

えいせいひ

衛生費

予防接種、健康診断などの保健衛生や、ごみの処理、リサイクルなどに使われるお金です。

か行

ぎかいひ

議会費

議員の報酬など市議会の運営に使われるお金です。

ききん 基金

特定の目的を達成するために資金を積み立てたり、運用したりするために設けられた市の貯金です。

健康福祉基金、育英基金、緑化基金などがあります。

きさいせいげんひりつ 起債制限比率

市における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつです。地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合で、通常は3年間の平均を用います。

きじゆんざいせいしゆうにゆうがく 基準財政収入額 ⇔ 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いられるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

きじゆんざいせいしゆうがく 基準財政需要額 ⇔ 基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要に充当される一般財源を、一定の方法によって算定した額です。

ぎむてきけいひ 義務的経費

歳出のうち、その支出が義務付けられていて、任意に削減ができない硬直性の強い経費のことです。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費の3つの経費を指します。

きょういくひ 教育費

小・中学校などの学校教育や、公民館、図書館、体育施設の管理運営などの社会教育に使われるお金です。

くりいれきん 繰入金

基金の取り崩しや他会計から繰り入れたお金です。

くりこしきん 繰越金

前年度から当該年度に繰り越されたお金のことで、当該年度の歳入に編入されます。

くりこしめいきよひ 繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上又は歳入歳出予算成立後の理由により、当該年度

内に支出が終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができる経費です。

くりだしきん

繰出金

特別会計の不足分を補うためなどに、一般会計から支出されるお金です。

けいしきしゅうし

形式収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いたものです。

けいじょういっほんざいげん

経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入のことです。

けいじょうしゅうしひりつ

経常収支比率

人件費や公債費などのように毎年決まって支出される経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）が、市税などのように毎年度決まって収入される一般財源（経常一般財源）に対する割合を見ることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。この割合が低いほど財政構造に弾力性があることとなります。

げんさいききん

減債基金

地方債の償還のために地方自治法 241 条の規定に基づいて設けられる基金の一つをいいます。住民参加型市場公募債の満期一括償還などの財源とします。

げんぜいほてんさい

減税補てん債

恒久的な減税及び平成 15 年度税制改正における先行減税等による地方公共団体の減収分を埋めるために、地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債です。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できます。

平成 19 年度に定率減税が廃止されたことに伴い、平成 18 年度で廃止されました。

こうえいきぎょうかいけい こうえいきぎょうかいけい

公営企業会計・公営事業会計

地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものです。公営企業会計には下水道事業が、公営事業会計には国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療の各事業が該当します。

こうさいひ

公債費

市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金です。

こうさいひりつ

公債費比率

市債の償還に充てられた一般財源の、標準財政規模に対する割合をみる指標で、この数値が高いほど、将来の財政負担が拘束される度合いが強くなるということになり、財政硬直化の一因となります。

こうさいひふたんひりつ

公債費負担比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合のことです。

こっこししゆつぎん

国庫支出金

国から市に交付されるお金で、その用途が特定されています。国と市の経費負担区分に基づき、国が市に対して支出する負担金や委託金、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等があります。

さ行

ざいさんしゆうにゆう

財産収入

市が所有する財産を貸し付け、または売り払うことにより生じる収入です。市有地の売り払い収入や基金利子などがあります。

ざいせいちようせいきん

財政調整基金

市における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたもので、経済の不況等により大幅な税収減となったり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に活用します。

ざいせいりよくしすう

財政力指数

普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値のことです。この指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となります。財政力指数が高いほど財政に余裕があるといえます。統計や調査においては、通常、過去3年間の平均値を財政力指数とします。

しきい

市債

市が国や金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。借り入れた資金は公共施設の建設などに充てられます。

じしゆざいげん

自主財源 ⇔ 依存財源

市が自主的に収入しうる財源です。市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入などがあります。

じっしつあかじひりつ

実質赤字比率

一般会計と公営事業以外の特別会計を対象とした標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。

じっしつこうさいひりつ

実質公債費比率

地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標で、標準的な財政規模に対する公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の占める割合の、過去3年間の平均をいいます。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算します。

じっしつしゅうし

実質収支

歳入歳出差し引き額から、繰越明許費などに係る翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

しょうこうひ

商工費

商工業の振興、育成、促進や消費生活相談などに使われるお金です。

しょうぼうひ

消防費

消防や防災に使われるお金です。

しょうらいふたんひりつ

将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何年間分であるかを表した指標です。土地開発公社や第三セクターの債務についても含まれます。

しょうりょうおよびてすうりょう

使用料及び手数料

使用料は公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収するお金で、公立保育園や有料自転車駐車場の使用料などがあります。

手数料は特定のものに提供するサービスに対して徴収するお金で、住民票や各種証明書の交付などの手数料があります。

しょうしゅうにゅう

諸収入

他の収入科目に含まれない収入です。延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入などがあります。

じんけんひ

人件費

職員の給料や委員の報酬などに使われるお金です。

そうむひ
総務費

庁舎管理、戸籍や住民基本台帳の事務、税金の賦課や徴収、選挙、統計調査などに使われるお金です。

た行

たんねんどしゅうし
単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。当該年度のみ
の収支を表します。

ちほうこうふぜい
地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合を財源として、全国
どの市町村に住んでいても一定水準のサービスが受けられるよう、国が一定基準により
市に交付するものです。

ちほうじょうよぜい
地方譲与税

国税として徴収したものを、そのまま市に対して譲与するものです。地方道路譲与税、
自動車重量譲与税などがあります。

つみたてきん
積立金

特定の目的のために設けられた基金（貯金）に積み立てるお金です。

とうしてきけいひ
投資的経費

道路、公園、学校等の施設の建設や用地の購入など社会資本の整備に要する経費であ
り、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなるお金です。

どうろとくていざいげん
道路特定財源

受益者負担の考え方にに基づき、道路の整備費を自動車利用者に負担していただく制度
です。道路特定財源に係る譲与税・交付金には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲
与税、自動車取得税交付金がありますが、平成 21 年度税制改正により用途の制限が廃止
されました。

地方揮発油税・・・自動車の燃料であるガソリンにかかる税

自動車重量税・・・車検の際に、自動車の重量に応じて負担する税

自動車取得税・・・自動車を取得する際にかかる税

とくていざいげん
特定財源 ⇔ 一般財源

財源の用途が特定されている収入です。国庫支出金、都支出金、市債などがあります。

とくべつかいけい げすいどうじぎょうかいけい

特別会計・下水道事業会計 ⇔一般会計

特定の収入と支出によって運営される会計です。特定の目的のための会計で、一般会計とは区分されます。小平市では国民健康保険事業、後期高齢者医療(平成20年度創設)、介護保険事業の3つの特別会計と下水道事業会計があります。

とくべつこうふぜい

特別交付税

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要等を考慮して交付されます。

と し しゅつぎん

都支出金

都が市の特定の経費に対して交付するもので、都負担金、都補助金、委託金に分類されます。

ど ぼくひ

土木費

都市計画、道路・橋りょう、公園、区画整理の整備などに使われるお金です。

な行

のうぎょうひ

農業費

農林水産業の振興、育成、促進などに使われるお金です。

は行

ひょうじゆんざいせい き ぼ

標準財政規模

標準的な状態で、通常収入されるであろう市の一般財源の規模を示すものです。

ふじょひ

扶助費

児童福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支給する児童手当、生活保護費などや、市が単独で支給する現金や物品などの各種扶助にかかるお金です。

ふつうかいけい

普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なり、各団体間の財政比較が難しいため、地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計です。

ふつうけんせつじぎょうひ

普通建設事業費

道路、公園、学校等の施設の建設や用地の購入など、社会資本の整備に係るお金です。

ふつこうふぜい
普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、国が定めた基準によって算定されます。一定水準の行政を行うための必要経費である基準財政需要額が、標準的に徴収が見込まれる収入である基準財政収入額を上回ると、財源不足団体として普通交付税が交付されます。

ぶっけんひ
物件費

施設の光熱水費、郵送料、物品の購入や事業の委託などにかかるお金です。

ぶんたんきんおよびふたんきん
分担金及び負担金

市が行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。特定保育所等の保育料などがあります。

ほじょひとう
補助費等

各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金などにかかるお金です。

ま行

みんせいひ
民生費

児童、高齢者、障がい者、生活保護などの社会福祉の充実を図るために使われるお金です。

ら行

りんじざいせいたいさくさい
臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。後年度の償還額相当分については、全額地方交付税の基準財政需要額算入されることになっています。

るいじだんたい
類似団体

人口と産業構造の2要素の組み合わせによって各地方公共団体を分類し、同類型に属した団体のことです。

れんけつじつしつあかじひりつ
連結実質赤字比率

市の全ての会計の赤字額から黒字額を引いた額を、標準財政規模で割った比率です。

ろうどうひ
労働費

労働者の福祉の向上や、就労支援などに使われるお金です。

令和3年度版
小平市財政白書〈令和2年度決算〉

令和4年3月発行

編集・発行 小平市企画政策部財政課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目1,333番地
電話 (042) 346-9504
電子メール zaisei@city.kodaira.lg.jp

¥190